

10月定例教育委員会會議

(議 案)

議案第 64 号

令和 7 年度（令和 6 年度事業対象）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書の作成について

令和 7 年度（令和 6 年度事業対象）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書を作成することについて、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 10 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順子

記

1 令和 7 年度（令和 6 年度事業対象）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書（別添のとおり）

議案第 65 号

美祢市学校給食運営協議会設置要綱の一部改正について

美祢市学校給食運営協議会設置要綱（平成 21 年美祢市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 10 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順子

美祢市学校給食運営協議会設置要綱の一部を改正する訓令

美祢市学校給食運営協議会設置要綱（平成 21 年美祢市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「設置」を「目的」に改め、同条中「美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例（平成 20 年美祢市条例第 96 号）及び美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 21 号）に定めるもののほか、学校給食事業の円滑な運営を図るため」を「学校給食の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として」に改める。

第 2 条中「事業の円滑な運営」を削り、同条第 1 号から第 4 号までを次のように改める。

- (1) 学校給食の内容に関すること。
- (2) 学校給食費に関すること。
- (3) 給食用物資納入事業者の選定に関すること。
- (4) 学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の運営に関すること。

第 2 条第 5 号を削り、同条第 6 号中「事業」を削り、同号を同条第 5 号とする。

第 3 条第 5 号中「栄養士部会」を「美祢市学校給食栄養士部会」に、「部会長及び副部会長」を「委員」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

議案第 66 号

美祢市学校給食栄養士部会設置規程の一部改正について

美祢市学校給食栄養士部会設置規程（平成 21 年美祢市教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 10 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順子

美祢市学校給食栄養士部会設置規程の一部を改正する訓令

美祢市学校給食栄養士部会設置規程（平成 21 年美祢市教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「調理場を有する小中学校に属する」を「市内の学校給食に従事する」に、「及び」を「、」に改め、「学校栄養職員」の次に「及び栄養士」を加える。

附 則

この訓令は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

議案第 67 号

令和 8 年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針について

令和 8 年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針を下記のとおり策定することについて
教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 10 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 令和 8 年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針（別添のとおり）

美祢市教育の基本理念である「ひとが育つ　ひとが輝く　教育の美祢」や、美祢市教育委員会が目指す「いじめゼロ・不登校ゼロのウェルビーイングな学校づくり」の実現のためには、こどもたちの主体性や意欲を育む教育活動を展開するとともに、地域連携を基盤とした小中一貫教育に積極的に取り組むことによって地域とともにある学校づくりや魅力ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図る必要がある。

このため、山口県学校教職員人事異動方針に基づき、県教育委員会や他市町教育委員会と密接な連携をとり、各学校の課題解決や活性化による等に向け、組織力を強化し、教育力の向上を図るために、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全市的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

1 各学校の教職員については、本市が推進する児童生徒の主体的活動のある授業づくりや小中一貫教育、ＩＣＴを有効活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的推進に向けて積極的に取り組むことができる人材を配置するとともに、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。

なお、同一校勤務が、7年を超える者については、原則として異動を行う。

また、職員定数や教科の関係上、7年に満たない者についても、異動の対象となることがある。

2 教職員の資質能力の向上を図るとともに、学校の課題解決や活性化となるように、広い視野に立って、地域内外及び規模の異なる学校間の交流を積極的に行う。

3 校長、教頭等の管理職の人事に当たっては、社会の変化に的確に対応できる者で、児童生徒の主体的活動のある授業づくりや小中一貫教育、ＩＣＴを有効活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進し、家庭・地域・公民館・高校・大学・企業等と連携・協働して教育目標の実現に向けて積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を配置する。